4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

一級河川旭川水系百間川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成27年7月13日

中国地方整備局長　尾藤　勇

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）2隻

②小型船舶（木製）1隻、小型船舶（ＦＲＰ製）1隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県岡山市中区沖元地先

②岡山県岡山市東区光津地先

(2)　当該工作物を除却した日時

①平成27年6月1日午前9時

②平成27年6月1日午前9時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時

①平成27年6月1日午前10時

②平成27年6月4日午前9時

(2)　保管場所　岡山県岡山市中区沖元地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所百間川出張所　資材置場

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

国家試験

平成二十七年海事代理士試験の施行

平成二十七年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局

仙台市　東北運輸局

横浜市　関東運輸局

新潟市　北陸信越運輸局

名古屋市　中部運輸局

大阪市　近畿運輸局

神戸市　神戸運輸監理部

広島市　中国運輸局

高松市　四国運輸局

福岡市　九州運輸局

那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験

東京都　国土交通省

二、日時

イ　筆記試験

平成二十七年九月二十五日　午前九時から午後五時まで

ロ　口述試験

平成二十七年十一月二十四日　午前十時から午後五時まで

（状況により、一部受験者については、十一月二十四日の午後五時以降又は十一月二十五日に行うこととする。）

三、受験手続

イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求

受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付するので、請求すること。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。

ロ　受験願書の出願

受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十六年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。

なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十二円を同封すること。

ハ　受験願書の出願期間

平成二十七年八月三日から平成二十七年八月三十一日まで（郵送の場合は八月三十一日消印有効）

ニ　受験手数料

受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない。）

ホ　筆記試験の免除

平成二十六年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。

ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局　海事振興部　客・船舶産業課
札幌市中央区大通西十丁目　札幌第二合同庁舎（郵便番号〇六〇―〇〇四二）　電話〇一一―二九〇―一〇一一

東北運輸局　海事振興部　海事産業課
仙台市宮城野区鉄砲町一番地（郵便番号九八三―八五三七）　電話〇二二―七九一―七五一二

関東運輸局　海事振興部　客課
横浜市中区北仲通五丁目五七番地　横浜第二合同庁舎（郵便番号二三一―八四三三）　電話〇四五―二一一―七二一四

北陸信越運輸局　海事部　海事産業課
新潟市中央区美咲町一丁目二番一号　新潟美咲合同庁舎二号館（郵便番号九五〇―八五三七）　電話〇二五―二八五―九一五六

中部運輸局　海事振興部　旅客課
名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館（郵便番号四六〇―八五二一）　電話〇五二―九五二―八〇一三

近畿運輸局　海事振興部　旅客課
大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪合同庁舎第四号館（郵便番号五四〇―八五五一）　電話〇六―六九四九―六四一六

神戸運輸監理部　海事振興部　旅客課
神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎（郵便番号六五〇―〇〇四二）　電話〇七八―三二一―三一四六

中国運輸局　海事振興部　旅客課
広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎四号館（郵便番号七三〇―八五四四）　電話〇八二―二二八―三六七九

四国運輸局　海事振興部　旅客課
高松市朝日新町一番三〇号　高松港湾合同庁舎（郵便番号七六〇―〇〇六一）　電話〇八七―八二五―一一八二

九州運輸局　海事振興部　旅客課
福岡市博多区博多駅東二丁目一番一号　福岡合同庁舎新館（郵便番号八一二―〇〇二三）　電話〇九二―四七二―三一五五

内閣府沖縄総合事務局　運輸部総務課　航課
那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館（郵便番号九〇〇―〇〇〇六）　電話〇九八―八六六―一八三六

国土交通省（本省）　海事局総務課
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　中央合同庁舎三号館（郵便番号一〇〇―八九一八）　電話〇三―五二五三―八九四六

四、筆記試験合格者の発表

イ　発表場所

受験番号を受験地を管轄する各地方運輸局、運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験合格者に送付する。

ロ　発表日時

平成二十七年十月二十三日

五、口述試験合格者の発表

イ　発表場所

受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。

ロ　発表日時

口述試験終了後二十日以内